

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	1 - 1
法令名	児童福祉法	根拠条項	第24条の3	
許認可等	障害児入所給付費等の入所給付決定			
(根拠規定)				
児童福祉法(昭和22年法律第164号)				
第二十四条の三 障害児の保護者は、前条第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県に申請しなければならない。				
都道府県は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児の保護者の障害児入所給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、障害児入所給付費の支給の要否を決定するものとする。				
前項の規定による決定を行う場合には、児童相談所長の意見を聴かななければならない。				
障害児入所給付費を支給する旨の決定(以下「入所給付決定」という。)を行う場合には、障害児入所給付費を支給する期間を定めなければならない。				
前項の期間は、厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。				
～ 省略				
児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)				
第二十五条の八 法第二十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。				
一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況				
二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況				
三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況				
四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況				
五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況				
六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(前三号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況				
七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定入所支援の利用に関する意向の具体的内容				
八 当該申請に係る障害児の置かれている環境				
九 当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況				
(許認可等の基準)				
障害児入所給付費等の入所給付決定について(平成24年3月30日付け障発0330第15号)				
第一 入所給付決定の基本的取扱い				
障害児入所施設の利用について障害児入所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者(18歳以上の入所者については、本人。以下「保護者等」という。)は、都道府県(指定都市にあっては指定都市とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市とする。以下同じ。)に対して支給申請を行う。都道府県は、当該申請に係る障害児の心身の状況、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児の保護者の障害児入所給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、障害児入所給付費の支給の要否を決定し、入所給付決定を行う場合には、給付決定期間を定めることとなる。				

### 第三 入所給付決定の際勘案すべきその他の基本事項

#### 1 入所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第25条の8に規定する入所給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）に定める趣旨は次のとおりである。

#### (1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及びその他心身の状況

当該障害児の身体障害手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、傷害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。

指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、地域生活に向けた一定期間の指定入所支援（以下「有期有目的の支援」という。）を行うことにより一定期間経過後に退所が可能であるかどうかの判断にあたっては、利用予定の指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の医師から、支援の目的及び支援内容を記載した意見書の添付を求めることにより、入所集中訓練の実施によって、一定期間経過後に退所が見込まれるかどうかを確認するものとする。支援計画は、入所期間中の支援内容に加え、退所後の通院等によるリハビリや相談支援等も含めた総合的な計画とし、複数回の入所が必要となる場合はあらかじめ計画に盛りこみ、特に、入所期間については、例えば、手術後に十分なリハビリ期間を設けているか等について確認する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当るのではないかと考えられるときは、都道府県は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等に医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

#### (2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、保護者がいる場合に障害児入所給付費の支給を行わないという趣旨ではないが、有期有目的の支援は、地域生活に向けた支援を行うものであるから、有期有目的の支援を行うことにより一定期間経過後に退所が可能であるかどうかの判断にあたっては、家庭における養育環境が不適切である等により社会的養護が必要な場合や、保護者等の行う養育を一時的に代行するための支援である場合は有期有目的の支援にはあたらないことに留意すること。

#### (3) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

#### (4) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

#### (5) 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

#### (6) 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、入所給付決定により当該障害児が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、入所給付決定を行う。

#### (7) 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定入所支援の利用に関する以降の具体的内容

障害児の保護者が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、入所による支援が適当か等を判断することを想定している。

#### (8) 当該申請に係る障害児の置かれている環境

当該申請に係る障害児が居住する住宅の構造(例えば、障害に対応した住宅改修の状況)、立地や生活環境等を勘案する。

(9) 当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況

障害児入所給付費の入所給付決定を行うにあたっては、実際に当該障害児が当該指定入所支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、保護者から利用予定施設を聴き取るほか、保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。特に、有期有目的の支援を行うことにより一定期間経過後に退所が可能であるかどうかの判断にあたっては、利用予定の指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関と支援の内容等について事前に調整を行う。

2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、申請者から都道府県の職員が行うことが原則となる。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者(家族のほか、事業所・施設を利用している者については事業所・施設職員を含む。)からも聴き取りを行うなど、その適切な把握に努めることが必要である。